



発行：2021年10月25日(月) No.446

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

インボイス制度は中止すべき！と交渉

名古屋北税務署交渉

10月12日（火）午前10時30分から、北税務署交渉を行いました。民商からは、柳澤会長、安藤副会長、森楠支部長と事務局2名が参加。税務署からは、総務課長、個人第一統括官、徴収統括官と総務課長補佐の4名。柳澤会長から、要望書を渡し、「税務運営方針を守り、納税者によりそった税務行政」を求め、コロナ禍により、会場・人数も制限された中での開催でしたが、事前に届けた要望書の回答をもとに、交渉しました。事前通知については「…従来から、補助する担当職員が電話で行うよう運用、法令に抵触するとは考えていない」の回答にも、国税通則法の第74条の9の条文には、担当職員が事前通知できる文言は一切なく、署側の拡大解釈であり、国税通則法の条文



に正しく則り、「納税者の理解と協力」の点からも、税務署長名の文書での事前通知を求めました。さらに、10月から始められたインボイス制度・適格請求書発行事業者の登録について、業者の間でも制度の内容について、周知されておらず、会長から「知り合いの税理士業界でも、インボイスには反対している。免税業者に廃業の危機につながるインボイス制度は中止すべき、税務署として、我々の声を上部に伝えてほしい」と訴えました。他にも時間の許す限り、税務調査や徴収問題についても質問や提案を行いました。

「インボイス？面倒くさくなるよね～」と酒屋さん

10月17日（日）午前10時に、西区浄心交差点に集合し、2つのグループに分かれて「街角ウォッチング&業者訪問」を行いました。参加者は、大谷副会長、森常任理事、前田婦人部長、西支部長の宮内さん、山田支部役員の加納さん、守山西役員の和賀井さん、事務局2名、県連事務局の澤田さんの9人でした。お揃いの青いハッピを着て、宣伝紙と、署名を持って歩きました。開いているお店は、理美容が多く、お客さんがいてなかなか対話できず…。酒屋さんに入って「民商です。インボイスってご存知ですか？」と尋ねると店主の男性は「うん、面倒くさくなるよね～」と。「この一年、お仕事大変でしたね」と言うと「本当に大変だったよ。飲食店は補償があったけど、こちらはほぼ無いからね。飲食店の人も大変だよ、来年は予定納税も含めてめちゃめちゃ払わないといけないからね」「公務員の質も落ちたね。あんな改ざんとかしたらダメだよ」と憤懣やるかたない様子で、たくさん話してくれました。



ハラスメント対策を考える② 弁護士 加藤悠史（名古屋北法律事務所）

ハラスメントに関する連載の2回目はハラスメントの実態を取り上げます。国や民間企業の調査資料がたくさんありますので、その一例を紹介しながら、ハラスメントの重要性を理解していただければと思います。1つ目は、労働紛争の場面でハラスメントの訴えがどのように増えているかです。各都道府県労働局などの労働相談コーナーに寄せられた相談の統計では、「いじめ・嫌がらせ」の相談は、平成19年度に28336件、全体の12.5%の割合だったのが、令和元年度には、87570件、全体の25.5%と年々増加しています。労使関係においてハラスメントが重大な問題となっているのです。では、ハラスメントを受けた人にはどのような影響があるのか。これは、日本労働組合総連合会が2021年に「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査2021」という調査をしており、これによると、第1位は「仕事のやる気がなくなった」で全体の56.8%となっています。ハラスメントが発生すると、業務に支障が出ることが明らかになっています。企業にも不利益があるのです。それだけではなく、第2位は「心身に不調をきたした」で24.1%、他にも「夜、眠れなくなった」が18.5%、「人と会うのが怖くなった」が9.9%と、ハラスメントを受けることで、その人の健康状態を脅かしてしまうこととなります。主な影響はうつ病などの精神疾患として現れますが、精神疾患は単に心の病というだけでなく、場合によっては自殺などの最悪の事態も招いてしまいます。ハラスメントは、そうした問題を引き起こすことを受け止めて、対策を考える必要があるのです。